

明治大学大学院科目等履修生に関する規程

2002年12月2日制定

2002年度規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学大学院学則（昭和27年規則第7号。以下「大学院学則」という。）第55条の2第4項及び明治大学専門職大学院学則（2007年度規則第21号。以下「専門職大学院学則」という。）第55条第4項の規定に基づき、単位の修得を目的として修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の科目を履修する科目等履修生について、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格を有する者は、大学院学則第40条第1項各号又は専門職大学院学則第39条各号のいずれかに該当する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の手続を経なければならぬ。

2 複数の研究科にわたって科目の履修を希望する者は、出願手続の際に、主たる研究科を定めるものとする。

3 出願書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学院科目等履修生志願票（所定用紙）

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 最終出身大学等の成績証明書及び卒業証明書

4 出願手続の詳細については、募集要項において定めるものとする。

(在学期間)

第4条 科目等履修生の在学期間は、学期の始めから起算して、6か月又は1年とする。ただし、所定の手続を経て、これを更新することができる。

(選考)

第5条 科目等履修生の選考は、履修科目を設置する研究科又は第3条第2項により定められた研究科において行う。

(履修を許可する科目)

第6条 履修を許可する科目は、各研究科において定める。

(履修制限単位数)

第7条 同一年度に履修できる単位数の上限は、10単位とする。

(他の研究科に属する科目の履修)

第8条 他の研究科に属する科目を履修しようとする場合は、当該研究科の承認を得て、履修することができる。

(科目等履修生証の交付)

第9条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

(成績表及び証明書の交付)

第10条 科目等履修生には、成績表を交付するほか、本人の請求により、所定の証明書を交付する。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、大学院委員会及び専門職大学院委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則 (2002年度規程第11号)

この規程は、2002年(平成14年)12月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

(通達第1189号)

附 則 (2003年度規程第35号)

この規程は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(通達第1282号)(注 ガバナンス研究科及びグローバル・ビジネス研究科の設置に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第7号)

この規程は、2008年(平成20年)5月20日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1692号)(注 大学院の再編による専門職大学院の設置に伴う改正)

附 則 (2014年度規程第21号)

この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(通達第2294号)(注 科目等履修生の在学期間を変更することに伴う改正)